

経済産業省令第五十一号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）第十三条の四を同令第三十八条とし、同条の次に十条を加える改正規定のうち、第四十三条第二号イ中「得た額」の下に「（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行っていない場合は、当該カード等に係る極度額）があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行っていない場合は、当該カード等に係る極度額）（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額）」を加え、同条第四号中「得た額」の下に「（正当な理由があつて法第三

十条の二第一項本文の規定による調査を行っていない場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額」を加え、第四十五条第二項第二号中「又はその合理的な推定ができない場合」を「であつてその合理的な推定ができないとき」に改める。

第二条中「割賦販売法」を「割賦販売法施行規則」に改める。

第二条のうち、割賦販売法施行規則第四十三条に一項を加える改正規定中「（第一号に掲げる場合」の下に「（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）」を、「含み、」の下に「第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は」を加え、「又は第五号」を「若しくは第五号」に、「（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）」を「（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月日）」に改める。

第二条のうち割賦販売法施行規則第四十七条の次に一条を加える改正規定のうち、第四十七条の二第一号

中「第四十条で」を「第四十条又は第四十二条で」に改め、「又は第四十二条の場合」を削り、同条第二号中「第四十一条の」を「第四十一条で定めるところにより調査を行う」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

